平成２６年（フ）第５１号
宮城県大崎市古川中島町６番10号　エムズコーポ202号
破産者　三浦　一也
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
秋田県山本郡藤里町藤琴字鳥谷場45番地８
破産者　市川　一枝（旧姓松井・渡邉）
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第４２号
山形県最上郡戸沢村大字名高1593番地の24、前住所山形県最上郡真室川町大字平岡344番地７
破産者　藤原久美子（旧姓松澤）
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第３４号
埼玉県熊谷市上之2036番地４　ロイヤルガーデン熊谷Ａ305、前住所群馬県太田市西新町107番地10
破産者　秋山　巨成
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３５号
埼玉県熊谷市上之2036番地４　ロイヤルガーデン熊谷Ａ305、前住所群馬県太田市西新町107番地10
破産者　秋山きよ子
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第５６号
群馬県館林市緑町２丁目27番23号
破産者　りらくこと　柿沼　久夫
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第６８号
群馬県館林市青柳町1955番地の３
破産者　佐藤　桂子
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第５３５号
横浜市中区富士見町４番地２　モアレ横浜富士見町203号室、開始決定時の住所川崎市宮前区東有馬２丁目15番26号
破産者　大谷　定雄
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
神奈川県相模原市南区新磯野１丁目50番１号、前住所川崎市川崎区貝塚１丁目15番２―203号　ヴィオラ
破産者　轡田　　淳
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
川崎市高津区子母口119番地１　たちばなホームズ２―302
破産者　原　　弘美
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
長野県東筑摩郡山形村6950番地20
破産者　菊池絵梨香
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１７８４号
名古屋市守山区瀬古２丁目306番地　瀬古団地８棟605号、前住所名古屋市北区米が瀬町４番地の１
破産者　水谷美代子
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１９号
名古屋市天白区中砂町606番地　ハーモニアス元八事801号
破産者　菅木悠一朗（旧姓田島）
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４５号
愛知県小牧市久保一色南２丁目72番地　カインドネス久保一色201号、開始決定時の住所愛知県小牧市大字久保一色1208番地４　ダイナース小牧707号
破産者　杉本　真一
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７４号
名古屋市北区大曽根３丁目３番３号
破産者　川嶋　竜夫
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７３０号
愛知県小牧市安田町234―３、住民票上の住所愛知県小牧市大字三ツ渕2350番地30
破産者　オガタプランテックサービスこと　尾形　侑宏
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５１５号
大阪府吹田市南金田１丁目４―31　エッグワンビル403号室、住民票上の住所大阪市阿倍野区北畠１丁目27番19号１Ｅ
破産者　かわもと歯科こと　河本　新次
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８３３号
大阪府東大阪市島之内２丁目９番21号　吉田第２大発マンション305号
破産者　野尻　幸男
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部